協会からの資金引き出し手続きに関する規定

平成３１年３月２８日施行

（目的）

第１条 この規則は、定款第9条の規定に基づき、協会からの資金引き出しや入金処理に関する必要な範囲を定めるものである。

（加盟企業への入金手続き）

第２条 定款第10条に定められた手続きに従い、入金を行う者は、個人認証手続きを経ることが必要である。

１ 定款第8条に基づき、入金処理において入金額から差し引かれる手数料は、各機関が定めることとする。

２ 本協会は、入金処理が日本の財務省によって確認され、異議が生じないことを承認する。

３ 入金処理の際に暗号通貨へ変換する場合、機関によって定められた手数料を認めるものとする。

（資金引き出し手続き）

第３条 協会から資金を引き出す者に対しては、定款第10条に記載される手続きに加えて、以下の指針を含むものとする。

１ 定款第13条に基づき協会業に所属する国際機関から資金引き出しを行う者は、暗号通貨税を事前に支払うことに同意したものと見なされる。

２ 暗号通貨税は 6.315 %の基準で課され、年末税とは別途となる。

※支払い完了後、 info@cryptocurrency-association.com 宛に支払い明細のレシートを添付して送信すること。

３ 定款第10条に基づき、当協会は日本の財務省に準拠しており、国内の暗号通貨変換処理においては、各人の所属する都道府県によって最大55%の税金が課される。

４ 資金引き出し手続き第2条に基づき、暗号通貨税の前払いは、事前にネットワーク設定された機関を通じ、以下のアドレスに送金することを求める。

0xacFA7Dd4213eEbb02Ef57C31cc376364Ee254B34

※これはEthereumアドレスであることにご注意ください。

附則 この規則の施行期日は、理事会において別に定める。

理事会決議日：平成３１年３月２８日